



島根県報

平成21年7月17日（金）

号外 第 132 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【教委規則】

島根県立図書館の管理、運営及び利用に関する規則の一部を改正する規則

（ 図 書 館 ） 2

教 育 委 員 会 規 則

島根県立図書館の管理、運営及び利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 7 月17日

島根県教育委員会委員長 山 根 昊一郎

島根県教育委員会規則第21号

島根県立図書館の管理、運営及び利用に関する規則の一部を改正する規則

島根県立図書館の管理、運営及び利用に関する規則（昭和52年島根県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第13条中「団体利用申込書」を「団体利用登録申込書」に改める。

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

様式第 1 号 (第 5 条関係)

(B 6)

複 写 申 込 書			
第 号	※著作権法第 3 1 条第 1 号の規定に従い、調査研究 に使用するため、複写を申し込みます。		
住 所			
氏 名			※太枠内にボールペンで 御記入ください。
複写資料名	複写か所 (ページなど)		
(注意) 下の各項に該当するものは複写できません。 1 図書館の資料以外の資料 2 技術的に複写の困難なもの 3 複写によって資料に損傷の生じるおそれのあるもの 4 著作権法に抵触するもの			
複写枚数	白黒	円×	枚= 円
	カラー	円×	枚= 円
	デジタルA4	円×	枚= 円
	B4	円×	枚= 円
	A3	円×	枚= 円
			合計 円
処理年月日	年 月 日		
備 考			

様式第4号及び様式第5号を次のように改める。

様式第 4 号 (第 11 条関係)

貸出登録申込書

登録種別		登録日		年		月		日	
[]		[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]

利用者番号

登録日

フリガナ	姓	性	生年月日	年	月	日
しめい氏名	名		明治 大正 昭和 平成			
ところ住所	〒	連絡先電話番号		1 自宅	—	()
現住所	市・郡 町・村			2 携帯	—	()
				3 勤務先	—	()
E-mail アドレス pc 用				E-mail アドレス 携帯用		
学生の方で帰省先がある場合 → (大学、短大、高等専門学校、高校)	〒	電話番号				()
小学生、乳幼児の場合 →	帰省先	電話番号				()
	保護者氏名					

(注) 太枠内のみ、記入してください。

様式第11号及び様式第12号を次のように改める。

様式第 11 号 (第 28 条関係)

年 月 日

受 付 印	
-------------	--

寄 託 申 込 書

島 根 県 立 図 書 館 長 様

寄託者 住 所
氏 名
(電話)

㊞

下記の資料を寄託したいので申し込みます。

資 料 名	
規 格 ・ 数 量	
寄 託 期 間 ※2年以上とすること	
寄 託 の 事 由	

〔参考〕島根県立図書館の管理、運営及び利用に関する規則

第 3 0 条 寄託期間は、原則として受託書交付の日から起算して2年以上とする。また双方
異議のない場合は、期間満了後更に1年更新できるものとし、以後についても同様とする。

伺 この申込みに対し、受託してよろしいか。

館 長				担 当

受 託 条 件	受託書公付年月日

様式第 12 号（第 28 条関係）

年 月 日

受 託 書

寄託者 様

島根県立図書館長

年 月 日をもって申込みのあった資料は下記により
受託します。

資 料 名	
規 格 ・ 数 量	
受 託 期 間	
受 託 条 件	

様式第14号を次のように改める。

様式第 14 号 (第 19 条関係)

年 月 日

島根県立図書館長 様

住所

団体名

氏名

印

連絡先 TEL

撮影・掲載申請書

貴館所蔵の資料を撮影・掲載したいので、下記のとおり申請します。

なお、この撮影・掲載により生じる諸問題については、すべて申請者がその責任を負います。

資料名	
利用目的	
撮影日時	
備考	

下記の条件に従います。

- 1 利用目的以外には使用しないこと。
- 2 利用目的以外に使用する場合は、その都度許可申請すること。
- 3 利用資料には島根県立図書館所蔵である旨を明記すること。
- 4 撮影・掲載により生じた出版物等は寄贈すること。

附 則

- 1 この規則は、平成21年 7 月20日から施行する。
- 2 この規則による改正前の島根県立図書館の管理、運営及び利用に関する規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際、現に残存するものについては、当分の間、これを取り繕い使用することができる。